



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

長野労働局説明資料

- 「賃金引上げ」に向けた取組について
- 「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組について



経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

- 高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から、30年ぶりの変革を果たすまたとないチャンスを迎えている。足元では、賃金や設備投資が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が差しつつある。
- 今回の経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの。
 - まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、賃上げのモメンタムの維持・拡大を図る。
 - 供給力を強化すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組む。
 - 人口減少を見据えた社会変革を起動・推進するため、デジタル行政改革や人手不足等に対応する制度・規制改革、こども・子育て支援や公教育の再生などに取り組む。
 - 予算措置のみならず、税制や規制・制度改革を総動員。

(※)税制措置については、2023年末の令和6年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出する。

取りまとめの視点



フロンティアの開拓

経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。



実証から実装のフェーズへの移行

人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。



府省庁・制度間連携の徹底

各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。

第1節 物価高から国民生活を守る

1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

- ・所得税・個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税)【税制】
- ・低所得世帯への支援(重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援)
- ・両者の間におられる方(※)への丁寧な対応
- (※)①住民税非課税世帯には該当しないが、住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯、②低所得世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者
- ・燃料油の激変緩和措置を2024年4月末まで講ずる。また、電気・ガスの激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。
- ・漁業者、施設園芸事業者等向けの燃料油価格の激変緩和措置も引き続き実施
- ・重点支援地方交付金の追加
 - 生活者向け:学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPG使用世帯等への支援
 - 事業者向け:中小企業(特別高圧・LPGガス)、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等への支援
- ・公共事業について、適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用徹底の上、必要な事業量を確保賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改革を含めた対応の具体化を進める
- ・食品ロス削減、フードバンク・こども食堂支援

2 エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

- ・企業や家庭における省エネの更なる促進
 - 企業:工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援、中小企業向けの省エネ診断
 - 家庭:子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得を支援
 - 省エネ改修、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入をワンストップ窓口で支援
 - 運輸:クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入支援
 - 再エネ支援(自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネ導入に係る取組支援)
 - 原子力の活用(十数基の原発再稼働、次世代革新炉の開発・建設、バックエンド事業加速化)

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備

- ・賃上げ促進税制の強化(赤字法人を含めた賃上げ促進のための繰越控除制度創設、措置の期限の在り方)【税制】
- ・労務費の転嫁のための指針策定、最低賃金の引上げ(2030年代半ばまでに1,500円)及びその支援
- ・資金繰り等の支援

(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

- ・中小企業の省力化投資支援、中堅・中小企業の大規模投資支援、生産性向上支援(インボイス対応支援等含む)
- ・医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた賃上げに必要な財政措置、事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】

(3) 「年収の壁」への対応を含めた所得向上へ取組

- ・年収の壁・支援強化パッケージ
- ・家事支援サービスの利用環境整備、非正規雇用者の正規化支援、資産運用立国を通じた所得拡大 等

2 構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進

(1) 三位一体の労働市場改革の推進

- ・リスキリング(教育訓練給付拡充、在職中の非正規雇用者支援、企業・大学の共同講座等)
- ・職務給導入(ジョブの整理・括り方、人材の配置・育成、労働条件変更と現行法制・判例との関係等の事例整理・公表)
- ・成長分野への労働移動円滑化(官民の求職・求人情報共有化、デジタル分野の公的職業訓練の充実等)

(2) 多様な働き方の推進(同一労働・同一賃金の徹底、自治体による就職氷河期世代支援)

3 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

(1) 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- ・観光地・観光産業の再生・高付加価値化の支援、オーバーツーリズムの未然防止・抑制 等
- ・農林水産物・食品の輸出拡大(輸出先多角化のための販路開拓支援、マーケットイン志向の輸出産地育成等)
- ・新規輸出1万者プログラム(設備導入支援、海外ショールーム新規設置、海外ECサイトとの連携拡大等)

(2) 地方活性化

- ・国立公園の滞在体験の魅力向上、文化財等の活用、「食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急対応パッケージ」の実行、コンパクトでゆとりとぎわいのあるまちづくり、高速道路通勤帯割引・時間変動料金の見直し・拡大、地域における人材マッチングの支援、条件不利地域の振興 等

(3) 大阪・関西万博の推進(会場整備や内容の充実に必要な措置、全国的な機運醸成)

○変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを「車の両輪」として、日本経済が熱量溢れる新たなステージへ移行するためのスタートダッシュを図るための総合的な経済対策を策定・実行し、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を更に加速する。

I. 物価高から国民生活を守る

○医療・介護・障害福祉等分野における物価高への対応

- ・重点支援地方交付金（内閣府）を追加し、地方公共団体に対して、医療・介護等の分野への重点的な活用を推奨するとともに、活用状況のフォローアップを実施。その際、入院時の食費の基準について、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早急かつ確実な支援（※）を実施。

※ 入院時の食費については、2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

II. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的な賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

○中堅・中小企業の賃上げの環境整備

- ・最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金 等

○人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

- ・介護等の社会生活を支える職種における安定的な労働力確保のための「人材確保対策推進事業」

- ・医療・介護・障害福祉分野における処遇改善支援事業 等

○「年収の壁」への対応を含めた所得向上への取組

- ・年収の壁・支援強化パッケージ

- ・キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化の促進 等

○三位一体の労働市場改革の推進

- ・非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業（仮称）の実施

- ・公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成

- ・O f f - J Tでは不足する実務経験を提供するデジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業（長野県は対象外）

- ・生産性を向上させる取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すための産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース） 等

○多様な働き方の推進

- ・同一労働同一賃金の更なる遵守徹底 等

III. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

○科学技術の振興及びイノベーションの促進

- ・がん・難病の全ゲノム解析等の推進 等

○G X・D Xの推進及びA Iの開発力強化・利用促進に資する基盤整備

- ・生成A Iを活用した新規がん・難病治療薬創生 等

○イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

- ・医療分野における「シーズ実用化可能性調査支援事業」

- ・医療系ベンチャー海外投資獲得支援事業 等

IV. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

○医療・介護分野におけるデジタル技術を活用した効率化

- ・介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業
- ・介護ロボット開発等加速化事業
- ・障害福祉分野のロボット等導入支援事業
- ・障害福祉分野のI C T導入モデル事業
- ・オンライン資格確認の用途拡大等の推進
- ・マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援
- ・マイナンバーカードと健康保険証一体化周知広報事業／コールセンター設置
- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等経費
- ・診療報酬改定D X（共通算定モジュールの開発等）
- ・全国医療情報プラットフォーム開発事業
- ・電子処方箋の活用・普及の促進事業
- ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 等

○高齢者活躍の推進及び認知症施策

- ・シルバー会員未就業者及び女性高齢者社会参加促進事業
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援
- ・共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進 等

○孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援

- ・生活困窮者等を支える地方公共団体・民間団体の活動支援や相談支援体制等の充実
- ・地域における自殺防止対策の強化
- ・学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したO T C濫用防止対策事業 等

V. 国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

○国民の安全・安心の確保

- ・医療提供体制等の維持のための「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」
- ・新型コロナワクチン接種に係る体制の確保等
- ・次の感染症危機に備えた有効な治療薬等の研究開発の推進
- ・感染症法改正に伴う対応（個人防護具の備蓄等事業、新興感染症対応力強化事業）
- ・感染症システムの開発等経費
- ・医薬品・医療機器の安定供給の確保
- ・安全・安心な水道の整備 等

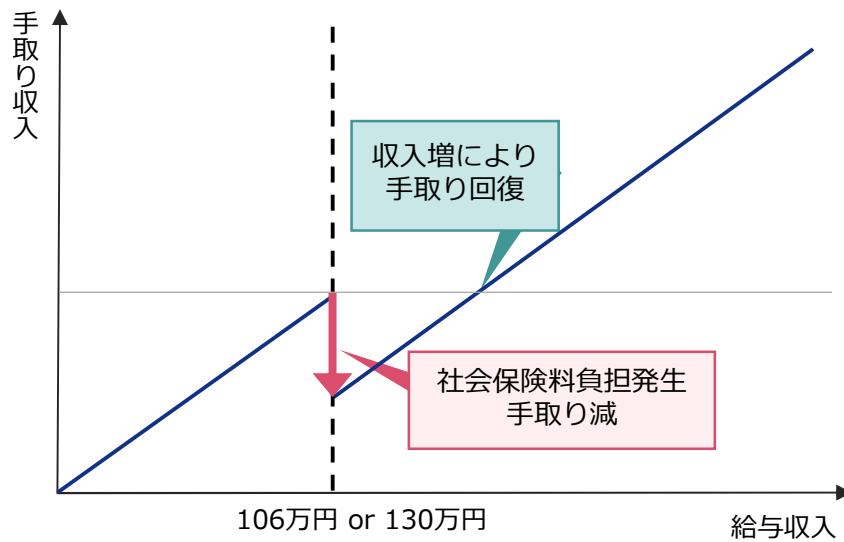
- 「賃金引上げ」に向けた取組について
- 「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組について



「年収の壁」を巡る現状

- 会社員・公務員の配偶者で扶養され保険料負担がない「第3号被保険者」のうち約4割が就労。
- その中には、一定以上の収入となった場合の社会保険料負担等による手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在。

第3号被保険者の手取り収入の変化（イメージ）



○ 従業員100人超企業^(※1)に
週20時間以上で
勤務する場合

「106万円の壁」^(※2)
加入制度：厚生年金保険・健康保険

○ 上記以外の場合

「130万円の壁」
加入制度：国民年金・国民健康保険

(※1) 令和6年10月には、従業員50人超の企業まで拡大。

(※2) 所定内賃金が月額8.8万円以上であることが要件。

就業調整の理由

配偶者がいる女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしていると回答した者（21.8%）は、その理由として、「106万円の壁」、「130万円の壁」及び配偶者手当を意識していると回答している。（複数回答）

【被扶養者認定基準（130万円）】 一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3%
【被用者保険加入（106万円）】 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	21.4%
【配偶者の会社の配偶者手当】 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

（出典）厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、
短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）
の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、
賃上げや所定労働時間の延長のほか、
被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、
適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、
新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として
被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、
労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

① 施策の目的

DXの進展が加速する中、デジタル分野における職業訓練コースの設定の促進を図り、デジタル推進人材を育成する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
○				

③ 施策の概要

公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対してデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを拡充することにより、デジタル推進人材の育成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

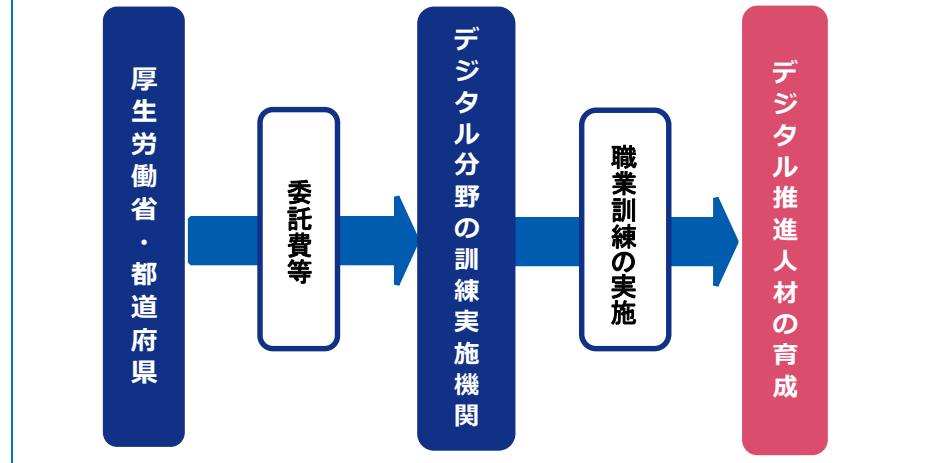
上乗せの対象

公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練を実施している民間教育訓練機関に対して支払う委託費等について、経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構が定めた「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せの対象とする。

※ 現在、デジタル分野の訓練については、通常の委託費等に加え、資格取得率等が一定割合以上の場合や企業実習を組み込んだ場合に、委託費等を上乗せしている。

※ 令和8年度末までの時限措置

スキーム図



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

デジタル分野の職業訓練コースの拡大により、離職者の再就職が進むと同時に、成長分野における人材確保が図られる。

長野県未実施**① 施策の目的**

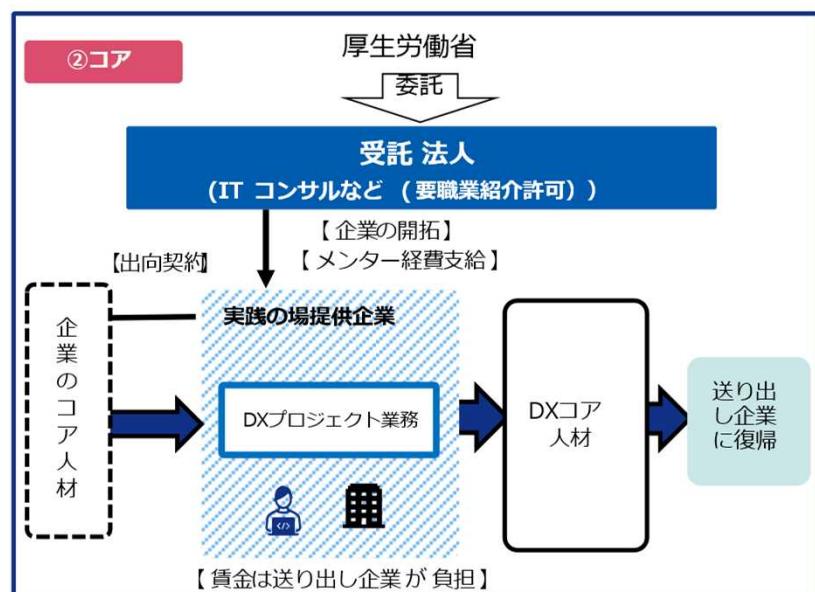
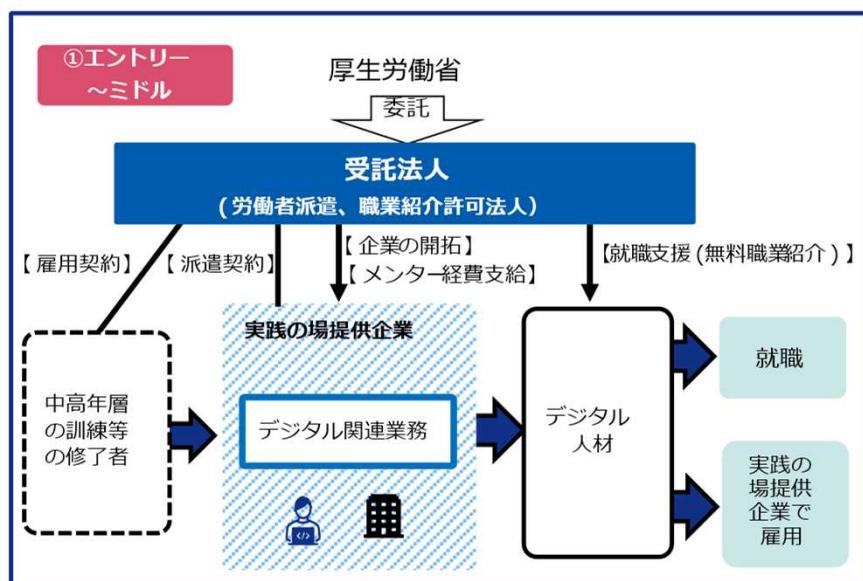
実務経験を積むための「実践の場」を提供し、生成AIを含むデジタル人材の育成を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			

③ 施策の概要

他職種からIT人材に転職を目指す者のうち中高年齢者や、IT以外の産業分野の企業のDX推進のため、実践経験を積むための「実践の場」を創出するモデル事業を実施し、その効果・課題等を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

- ・中高年齢者のデジタル分野への就職が促進される。
- ・企業内でDXを推進する人材が育成されることで、企業のDX化が促進される。

施策名：非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業(仮称)の実施

① 施策の目的

実施主体は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域未定

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組を構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキーリングの支援を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
○				

③ 施策の概要

在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を試行的に実施することにより、非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

試行事業の内容

ア 対象者

主に非正規雇用労働者

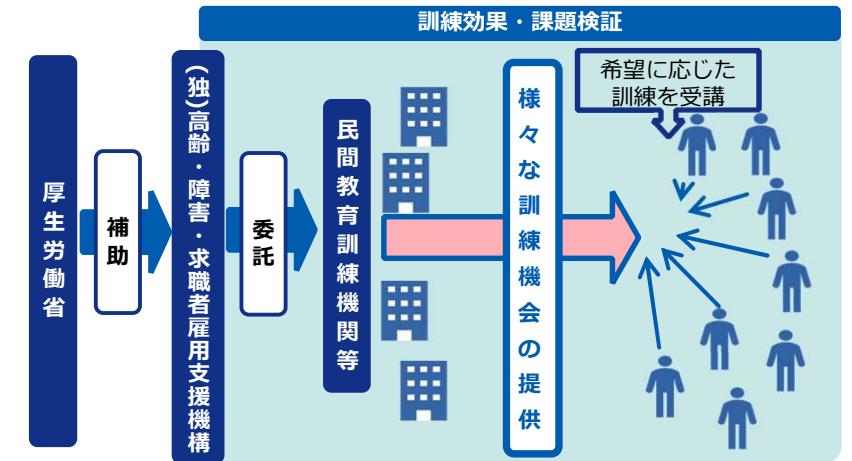
イ 実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン(オンデマンド、同時双方向)形式を効果的に組み合わせて実施することを想定。

ウ 受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

スキーム図



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

【○キャリアアップ助成金による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正規化促進】

施策名: キャリアアップ助成金による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正規化促進

① 施策の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といっていわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化の取組を実施した事業主に対して助成

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
○		○		

③ 施策の概要

就業規則等に規定した制度に基づき、非正規雇用労働者を正社員(多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)を含む)転換又は直接雇用した場合にキャリアアップ助成金(正社員化コース)を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 正社員化のさらなる促進のため、助成額を見直す(1)。
- 有期雇用期間が長期化している非正規雇用労働者に対する正社員化を支援するため、支給要件の緩和を図る(2)。
- 正社員化に新たに取り組む事業主に対する支援を強化するため、正社員転換制度の導入に係る加算措置を新設する(3)。
- 正社員化に当たり、「多様な正社員」の選択が可能となるよう、多様な正社員制度の導入に係る支援を拡充する(4)。

(1) 助成金の金額(1人当たり)

企 業 規 模	現 行	拡 充
中小企業	57万円	80万円
大企業	42万7,500円	60万円

※ 現行: 1期(6か月)で57万円助成

拡充後: 2期(12か月)で80万円助成(1期あたり40万円)

※ 有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は上記の半額。

※ 1人目の正社員転換時には、(3)または(4)の加算措置あり。

※ 国(都道府県労働局)で支給事務を実施。

(2) 対象となる有期雇用労働者等の要件緩和(拡充)

対象となる有期雇用労働者等の雇用期間	現 行	拡 充
	6か月以上 3年以内	6か月以上

※ 有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者は、転換前の雇用形態を無期雇用労働者とみなし、「無期→正規」として助成対象とする。

(3) 正社員転換制度の規定に係る加算措置(新設)

正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ))	新 設	
	20万円 (大企業 15万円)	1人目の転換時に(1)+(3)で合計100万円(大企業75万円)助成

※ 「無期→正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

(4) 多様な正社員制度の規定に係る加算措置(拡充)

'勤務地限定・職務限定・短時間正社員'制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ))	現 行	拡 充
	9.5万円 (大企業 7万1,250円)	40万円 (大企業 30万円)
		1人目の転換時に(1)+(4)で合計120万円(大企業90万円)助成

※ 「無期→多様な正社員」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

正社員化を行った事業主に対し助成金を支給し、非正規雇用労働者の雇用の安定や待遇の改善を図り、多様な働き方を選択できることにより、労働市場の機能強化を図る。

① 施策の目的

人材確保に向けた産業政策との連携を図るため、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材の確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
○				

③ 施策の概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等が生産性向上等に必要な新たな人材を雇入れた場合に、当該事業主に対して当該人材に係る賃金の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○対象事業主

- ・景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・生産性向上等に必要な新たな人材を雇入れた事業主

※中小企業庁のものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等の一部の枠において採択され、交付決定を受けている事業主が本助成金の対象となります。

○助成要件

補助事業の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、生産性向上等に必要なスキル等を保有する労働者(※)を1人以上、常時雇用する労働者として雇い入れること

※専門的な知識等を有する年収350万円以上の者

○助成額

中小企業	中小企業以外
250万円 (6か月ごとに125万円×2期)	180万円 (6か月ごとに90万円×2期)

○助成金支給までの流れ



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

雇用される労働者の雇用の安定の確保につながるとともに、新たな人材の円滑な受け入れが促進される。

① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
○				

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

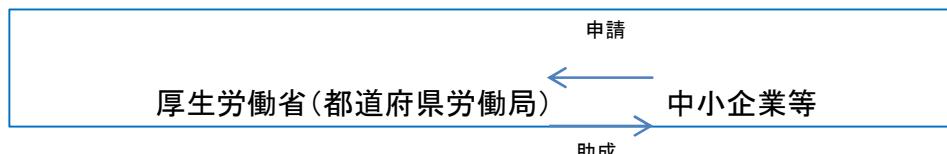
【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【助成率】()内は生産性要件を満たした事業場の場合

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

【実施主体等】



【助成上限額】(カッコ内は事業場規模30人未満の事業者) (単位:万円)

引き上げる 労働者数	引き上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

(※)事業場内最低賃金が950円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備することで、持続的賃上げの実現を図る。

① 施策の目的

持続可能な社会保障制度の維持等、社会生活を支える職種について、安定的な労働力確保のため、人手不足が深刻化している医療・介護・保育・建設・運輸・警備の分野について、産業政策と労働政策の連携した地域レベルの取組を強化するとともに、ハローワークの積極的な人材確保支援を実施するための体制整備を行う。

② 対策の柱との関係

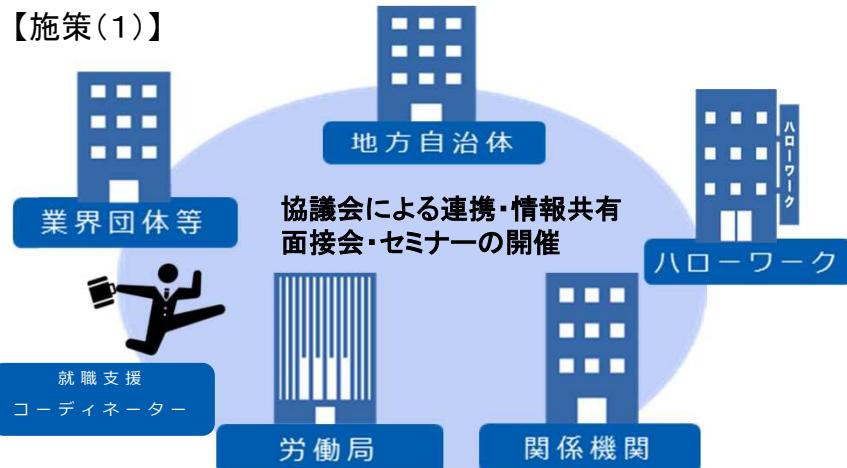
I	II	III	IV	V
○				

③ 施策の概要

- (1) 産業政策・労働政策が連携し、地域のニーズを踏まえた人材確保の取り組みを推進するためのコーディネーターを全労働局に配置する。
- (2) 特に介護分野において、離職率が高く、採用後の人材が定着しないなどの課題を抱える事業所に対して、人材確保と雇用管理改善を一貫して集中的に支援するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」に配置するコーディネーターを増員する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【施策(1)】



【施策(2)】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

人手不足分野において、業界団体、地方自治体等の関係機関と連携した協議会を開催し、地域全体で人材確保の取り組みを推進し、各関係機関の人材確保対策に関する取組の周知・広報、関連イベントの合同開催等を進めること等を通じ、人材確保を支援する。

特に介護分野の事業所への集中的な支援により、今後の高齢化の進展に伴う介護サービスの利用増に対応した介護人材を確保する。

① 施策の目的

ハローワークに「求人者支援員」を配置し、求職者のニーズを踏まえた積極的な求人開拓を実施するとともに、求人事業所に対し求人条件緩和等の助言をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図る。

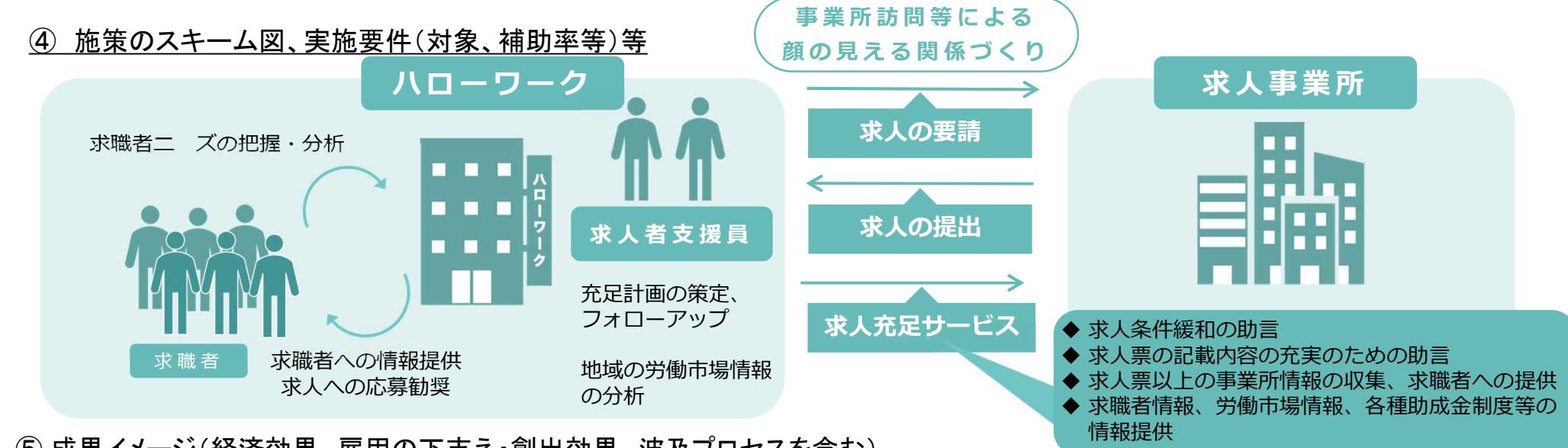
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			

③ 施策の概要

求人者に対して、労働市場や求職者ニーズ、各種助成金制度等に係る情報提供、求人票の作成指導、求人条件の緩和指導、事業所情報の収集と求職者への提供等、充足を図るためにきめ細かな相談・助言等を実施するため、求人者支援員を増員する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

求人者に対して、求人条件緩和や求人票の記載内容充実のための助言を行うなど、求人充足サービスの実施体制を拡充することにより、ハローワークにおけるマッチング機能を強化する。

① 施策の目的

移動手段がないなどの理由で未就業を選択する会員について、集合型の就業環境整備及び集中送迎体制の構築により就業機会の確保を図るとともに、女性高齢者向けのシンポジウムの開催や就業体験、座談会等を通じて、女性会員の拡充を図りながら、就業機会の増加に取り組み、会員が生きがい等を持って就業できる環境を整備する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
○			○	

③ 施策の概要

①未就業会員への就業環境整備事業(委託事業)

ア. 集合就業環境の構築

シルバー会員の生きがいや健康増進、加えて労働力確保に資する取組として、就業意欲はあっても加齢等により移動手段がない(免許証返納)などの理由により未就業を選択する会員に対して、集合型の就業環境を整備する。

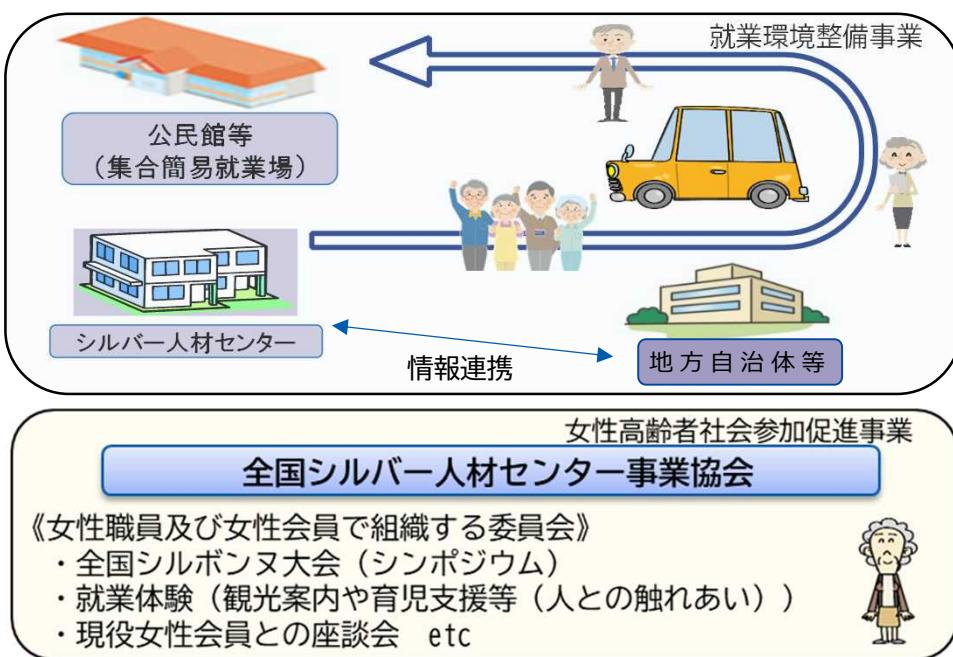
イ. 集中送迎体制の構築

集合型就業環境を構築することにより、移動手段の集中化を可能とすることで、集中送迎体制が構築でき、未就業会員が就業できる体制を構築する。

②女性高齢者社会参加促進事業(委託事業)

60歳以上の高齢者で会員割合が低い女性高齢者に対し、センターの女性職員や女性会員で組織する委員会により、シンポジウムの開催や就業体験、座談会等を通じ、女性会員の拡充、就業機会の増加などシルバー事業の活性化を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未就業会員や女性高齢者の就業促進を図ることで、人手不足等の地域の課題解決につながることが期待される

① 施策の目的

フリーランス新法(以下「新法」)で義務化される就業条件の明示等に対応するため、シルバー人材センターにおいて、デジタル機能を強化して事務処理の効率化・簡素化を図るとともに、事務処理を円滑かつ効率的に行えるようにするための体制整備を行うことにより、会員に対する就業条件の明示義務等の適正な履行を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			○

③ 施策の概要

①デジタル機能の強化(委託事業)

ア. 就業条件作成機能

新法で義務化される就業条件の明示について、求められる就業条件をデジタルの共通書式(以下「デジタル情報」)で作成するデジタル機能を強化し、事務処理の効率化・簡素化を図る。

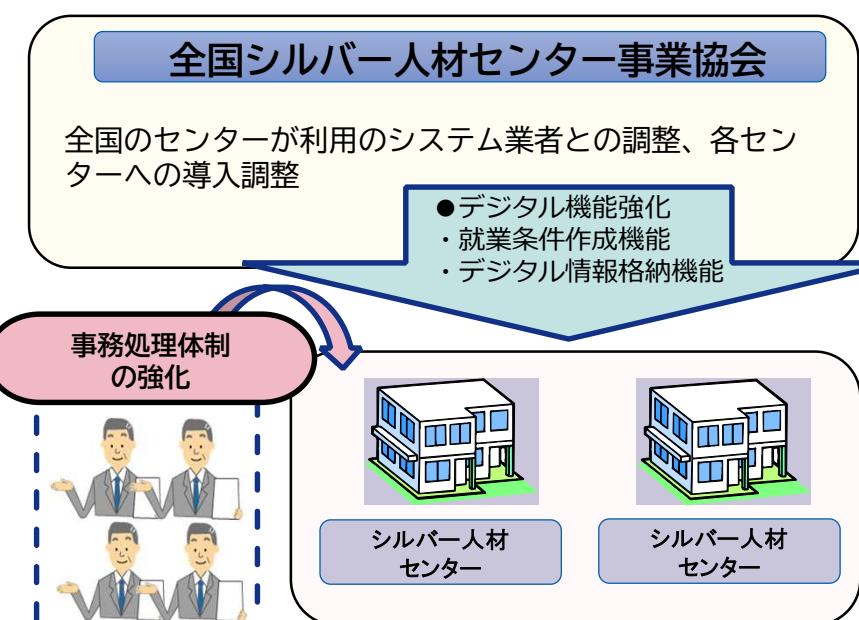
イ. デジタル情報格納機能強化

上記アで作成されるデジタル情報の従業条件について、個々の会員が電子上で閲覧できる領域を構築することで、電磁的方法で新法の義務の履行を可能とし、事務処理の効率化・簡素化を図る。

②事務処理スキームの適正な確保(補助事業)

新法施行時の円滑かつ効率的な事務処理や、会員に対して適正に就業条件を明示できる体制確保等を図るために、事務処理体制の強化を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

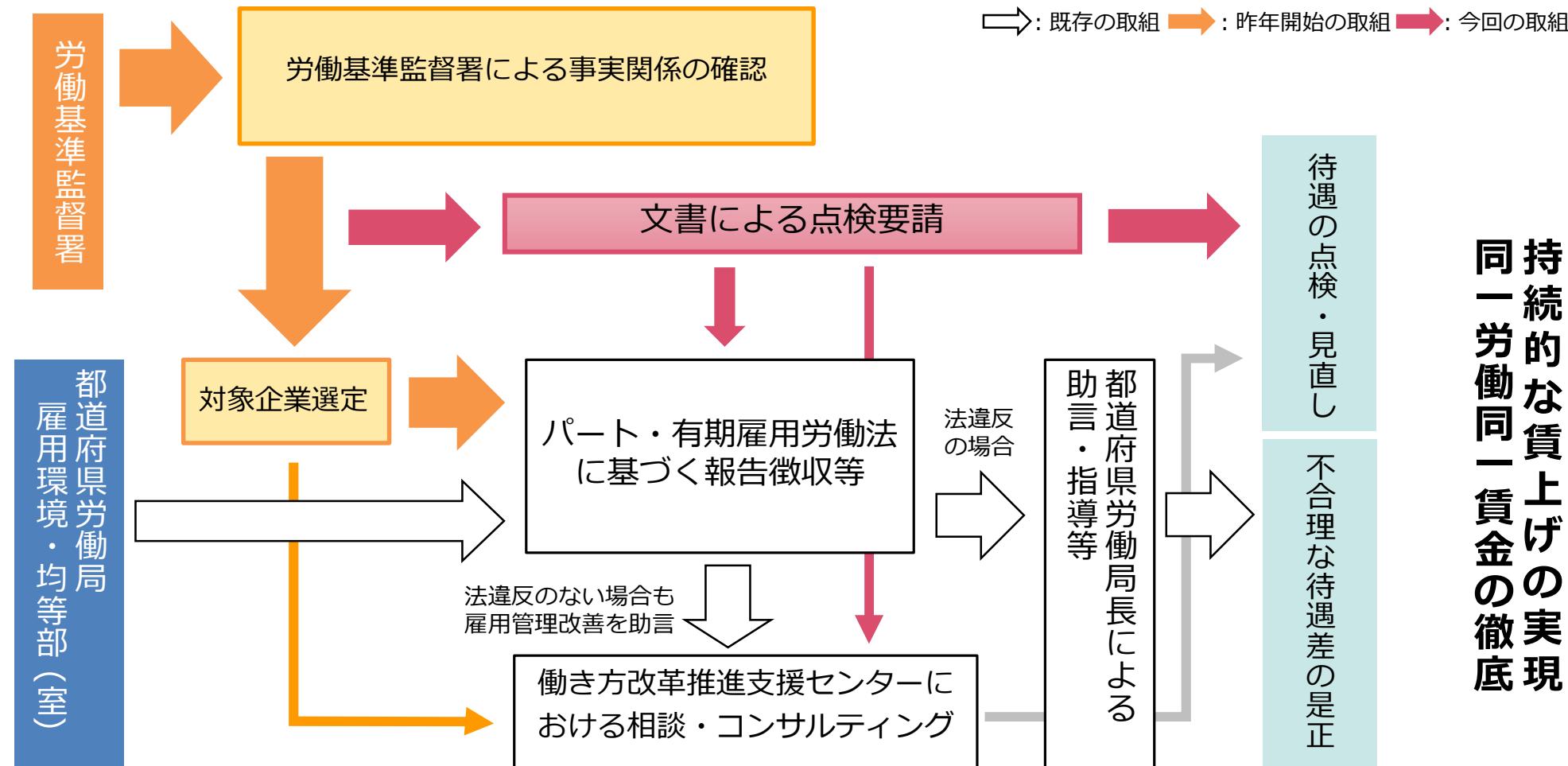


⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新法の就業条件の明示義務等への対応の適正な履行により、会員が安心・安全に就業できる環境が整備され、人手不足対策が期待される。

同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に向けた取組

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の格差の是正に向けて、同一労働・同一賃金制について、労働基準監督署による調査結果を踏まえ、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業等について、文書で指導を行い、経営者に対応を求めるなど、その施行を徹底する」とされたことを受け、同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に向けた取組を行う。



施策名：年収の壁対策コールセンターの設置等

① 施策の目的

「年収の壁・支援強化パッケージ」に対する相談について、ワンストップで対応するコールセンター等を設置し、増加する相談に対応する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
○				

③ 施策の概要

労働者や企業等からの相談にワンストップで対応するコールセンターの設置やチャットボットの導入

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

「106万円の壁」対応

年収106万円以上となることで、厚生年金保険・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金保険や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取組（社会保険適用促進手当を支給、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長）を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円を支援。

コールセンター



ワンストップで対応

「130万円の壁」対応

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みの創設。

対象者は誰になるのか？



社会保険労務士

従業員に社会保険適用促進手当を支払いたいが注意することはあるか？

効果、波及プロセスを含む)

問い合わせ

一時的に残業が増えるけれど、扶養から抜けないといけないの？



労働者

実施主体：国から民間業者へ委託

⑤ 成果イメージ(経済効果)

「年収の壁・支援強化パッケージ」によって、社会保険制度(年金・医療保険)、事業主への助成制度や被保険者の被扶養確認等について多岐にわたる相談が多数寄せられ、複数の対策について丁寧かつわかりやすい説明を一ヵ所で回答できるよう、ワンストップで対応するコールセンター等を設置することにより、相談者の利便性を向上させる。

キャリアアップ助成金：社会保険適用時待遇改善コース

短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成を行うことにより、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、コースを新設し、複数のメニューを設ける。

社会保険適用時待遇改善コース

- 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成。
- 一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃。
- 令和7年度末までに労働者に被用者保険の適用を行った事業主が対象。
- 支給申請に当たり、提出書類の簡素化など事務負担を軽減。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1	1年目 20万円
②賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1するとともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	2年目 20万円
③賃金の18%以上を増額※2させていること	3年目 10万円

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

- ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。
- ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。
- 3年目は6ヶ月後に支給申請。

※1 一時的な手当（標準報酬月額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」）による支給も可。

※2 基本給のほか、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を恒常的なものとする場合、当該手当を含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額も可。また、2年目に前倒して③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成（30万円）。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

〈現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充〉

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	30万円

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。

(3) 併用メニュー

1年目に（1）の取組による助成（20万円）を受けた後、
2年目に（2）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

①手当等支給メニュー

○パート社員Aさんの場合

会社概要

中小企業：スーパー（小売業）

従業員数：120人

被保険者数：100人超

事業内容：店舗運営
販売等



事業所の課題

- 就業調整によりパート社員がシフトを減らすようになり、人手不足に。
- 特定の業務内容しか任せられないことから、生産性が上がらないことが課題。

パート社員Aさんのヒアリング結果

- 将来に備え、できれば社会保険に加入したい。
- 2年後には子どもが中学校に入学し、労働時間を延ばすことが可能。

※ 資本金の額又は出資の総額により、助成金の要件上、中小企業事業主に該当する事例。

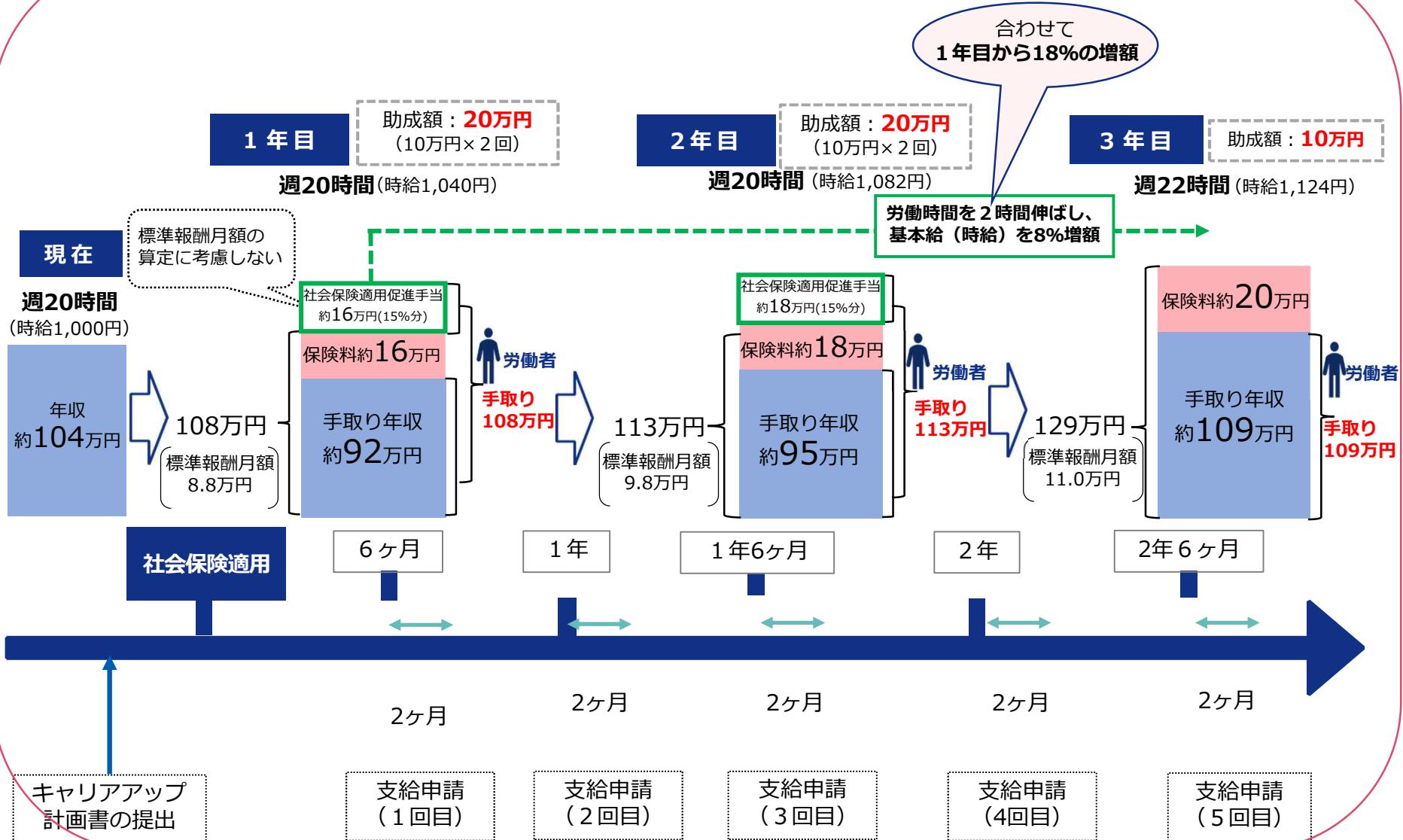
現在の働き方

- 週所定労働時間20時間
- 月・火・木・金 9:00～15:00
(実働5時間/日)
- 時給1,000円
- 社会保険未加入・雇用保険加入
- 業務内容：レジ打ち、品出し・陳列

3年目の働き方

- 週所定労働時間**22時間**
- 月・火 9:00～16:00 (実働6時間/日)
木・金 9:00～15:00 (実働5時間/日)
- 時給**1,124円**
- 社会保険・雇用保険加入
- 業務内容：レジ打ち、品出し・陳列、**在庫管理**

取組の流れ



②労働時間延長メニュー

○パート社員Bさんの場合

会社概要

中小企業：介護事業

従業員数：150人

被保険者数：100人超

事業内容：介護施設における

利用者の介助等



事業所の課題

- ・介護職のなり手がおらず常に人手不足。事業所内の職員を教育する人材も不足しており、解決が急務。
- ・就業調整を行うパート社員が増え、一層の人手不足に。

パート社員Bさんのヒアリング結果

- ・子どもが小学校高学年になり、多少手が離れたことから、労働時間を延長することが可能になった。

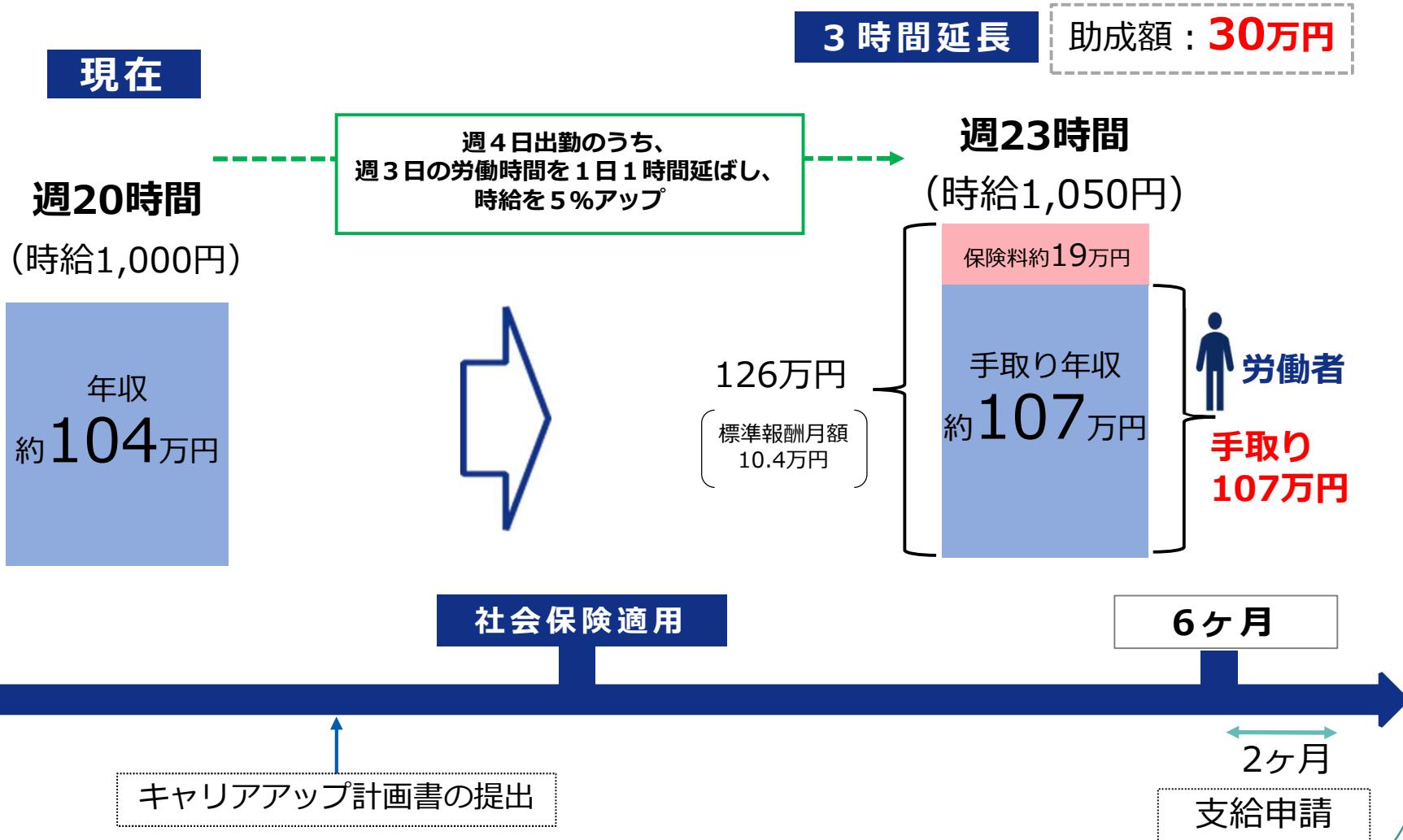
現在の働き方

- ・週所定労働時間20時間
- ・月・火・木・金 10:00～16:00
(実働 5 時間/日)
- ・時給1,000円
- ・社会保険未加入・雇用保険加入

労働時間延長後の働き方

- ・週所定労働時間**23時間**
- ・月・火・木 10:00～17:00
(実働 6 時間/日)
- ・金 10:00～16:00
(実働 5 時間/日)
- ・時給**1,050円**
- ・社会保険・雇用保険加入

取組の流れ



社会保険適用促進手当について

概要

- 短時間労働者への被用者保険の適用を促進するため、非適用の労働者が新たに適用となった場合に、事業主は、当該労働者の保険料負担を軽減するため、「社会保険適用促進手当」を支給することができるところとする。

※ 当該手当などにより標準報酬月額・標準賞与額の15%以上分を追加支給した場合、キャリアアップ助成金の対象となりうる。

- 「社会保険適用促進手当」は、給与・賞与とは別に支給するものとし、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととする。

※ 同一事業所内で同じ条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、社会保険適用促進手当に準じるものとして、同様の取り扱いとする。

要件等

①対象者

標準報酬月額が10.4万円以下の者

②報酬から除外する手当の上限額

被用者保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額とする。

※令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率1.82%の場合の本人負担分保険料相当額

標準報酬月額	8.8万円	9.8万円	10.4万円
上限額（年額）	15.9万円	17.7万円	18.8万円

③期間の上限

最大2年間の措置とする。

(例) 年収106万円（標準報酬月額8.8万円）で勤務する者が、令和6年10月の適用拡大により適用となった際に本手当を利用した場合の試算

	被用者保険適用前	被用者保険適用後		
		手当の支給なし	手当の支給あり 保険料の算定対象とする場合	手当の支給あり 保険料の算定対象としない場合
算定対象となる 年収	106万円	106万円	122万円	106万円 (対象外 手当16万円)
本人負担分の 保険料	—	16万円	18万円	16万円
手取り収入	106万円	90万円	103万円	106万円
事業主の 追加負担	—	16万円 (保険料16万円)	34万円 (手当16万円、保険料18万円)	32万円 (手当16万円、保険料16万円)

労働者・企業
共に2万円の
負担減！

※保険料率は、令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率1.82%の合計（30.12%）で計算

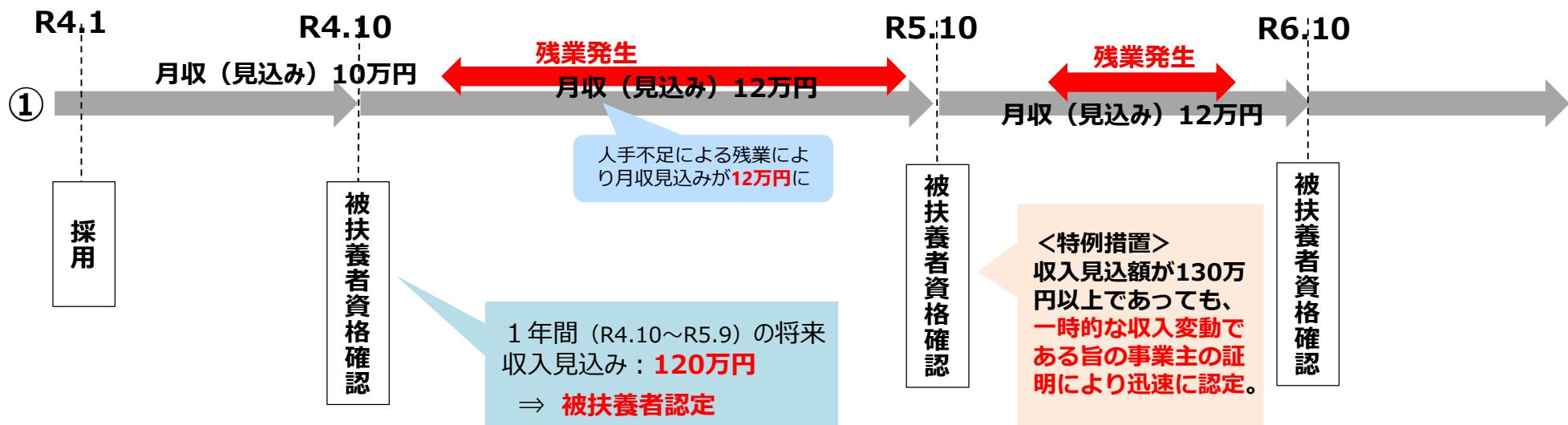
事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

概要

- 被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者（第3号被保険者等）について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。

※ あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする。

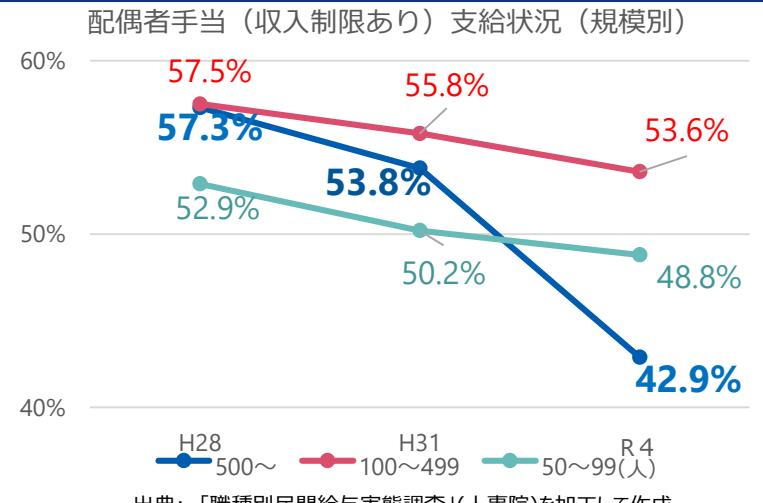
(例) 被扶養者の範囲内で働く予定（月収10万円）であったが、残業により収入増になった場合



企業の配偶者手当の見直しの促進

課題

- ① 収入要件のある配偶者手当が、社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとされている。
- ② 配偶者手当の見直しは、現在支給されている人にとっては不利益変更となりうるため、労働契約法や判例等に留意した対応が必要。
- ③ 配偶者手当の見直しの必要性・メリット・手順等について、企業等への理解を深めることが必要。



出典：「職種別民間給与実態調査」(人事院)を加工して作成。
※ 同調査の結果を用いて、配偶者に家族手当を支給し、かつ、配偶者の収入による制限がある事業所について算出。

具体的な対応

令和6年春の賃金見直しに向けた労使の話し合いの中で配偶者手当の見直しも議論されるよう、以下の対応を実施。

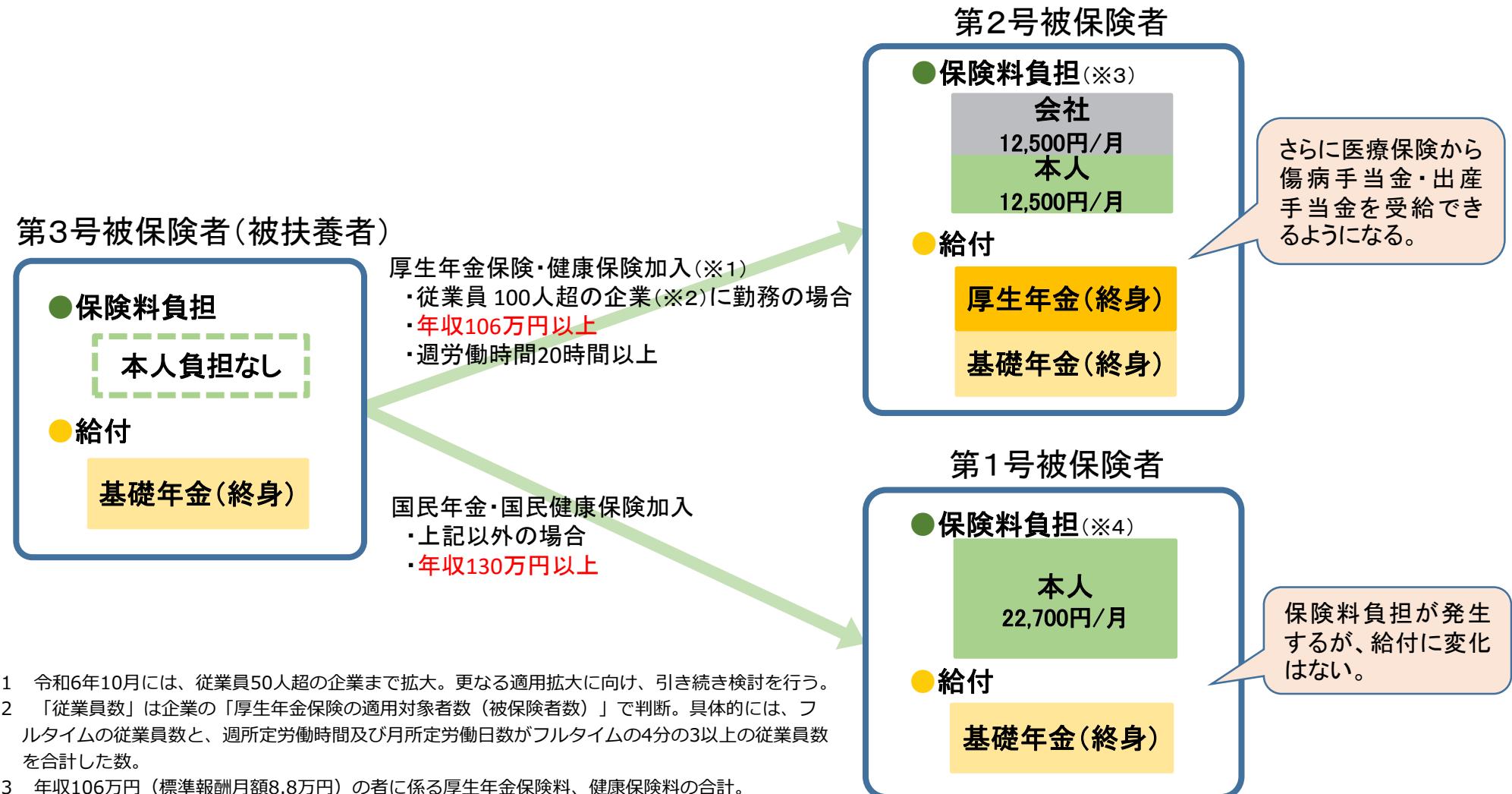
- ① 中小企業においても配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表する。
 - ② 配偶者手当が就業調整の一因となっていること、配偶者手当を支給している企業が減少の傾向にあること等を各地域で開催するセミナーで説明するとともに、中小企業団体等を通じて周知する。
- (参考) 見直しの具体例：配偶者手当を廃止又は縮小し、基本給や子どもへの手当を増額

(参考) 一般職国家公務員については、平成29年に、配偶者に係る扶養手当の減額と子に係る扶養手当の増額を行っている。

また、令和5年 人事院 公務員人事管理に関する報告において、さらなる見直しの検討を進めることが盛り込まれている。

【参考】「年収の壁」に関する適用関係（イメージ）

第3号被保険者（被扶養者）の収入等が増加したことにより、被扶養者でなくなる場合、本人が①厚生年金保険・健康保険に加入するか、②国民年金・国民健康保険に加入することになり、社会保険料の負担が発生する。



Press Release

報道関係者 各位

確かめよう
最低賃金！



長野労働局発表(05-08)
令和5年5月30日
【照会先】
長野労働局労働基準部賃金室
賃金室長 古畠善美
賃金指導官 荒河美穂
(代表電話) 026(223)0555

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表します

~最低賃金違反率は18.2%。

違反対象労働者の8割弱は女性労働者 ~

長野労働局(局長:久富 康生)では、最低賃金の履行確保を図るために、毎年1月から4月に県内の9労働基準監督署において、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対し集中的な監督指導を実施しています。

今回、その結果を取りまとめましたので、公表します。

長野労働局では、今回の監督結果等を踏まえ、引き続き、集中的な監督指導の実施や改定された最低賃金額の周知を図ってまいります。

また、賃金の引上げに向け、各種賃金引上げに関する情報の提供のほか、業務改善助成金・善助成金をはじめとする各種支援制度の活用勧奨を行ってまいります。

【ポイント】

1 監督指導の実施事業場数

- ① 324事業場 うち、最低賃金法違反のあったもの 59事業場(全体の18.2%)
(令和4年は、13.6%。4.6ポイント増加)(別紙 図表1、2)
- ② 違反率が高い業種(別紙 図表6、6-2)
宿泊業、飲食サービス業(19.4%)
製造業(17.1%)
卸・小売業(15.0%)
生活関連サービス業、娯楽業(11.5%)30
③ 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていないかった理由(別紙 図表8)
「適用される最賃額を知らない」(19事業場、32.2%)
「最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった」
(11事業場、18.6%)
「賃金を時間額に換算して比較していなかった」(7事業場、11.9%)



2 監督実施事業場の最低賃金未満の労働者の状況

長野県最低賃金未満者106人のうち

- ① 女性が84人(79.2%) (別紙 図表3、3-2)
- ② 65歳以上が34人(32.1%) (別紙、図表4)
- ③ 労働者の特性をみると、いわゆる
非正規労働者(パート、アルバイト、契約社員、嘱託)
が87名(82.1%) (別紙 図表5)

3 監督実施事業場の最低賃金の周知効果(別紙 図表7)

監督を実施した324事業場のうち、

「改訂後の最低賃金額を知っている」

236事業場(72.8%)

「改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることを知っている」

82事業場(25.3%)

「最低賃金が適用されることを知らない」

6事業場(1.9%)

【今後の取り組み】

1 改定後の最低賃金についての幅広い周知(別添 資料1)

- ① 地方自治体の広報誌・ホームページへの掲載要請
- ② 経営者団体、業種別事業者組合等への傘下事業主への周知要請
- ③ アルバイトを行う学生への周知を大学等に要請
- ④ 周知用ポスター・デザインコンテストの開催
- ⑤ 金融機関、スーパー、コンビニ等へのポスター掲示依頼
- ⑥ 法令違反事業場に対し次回改訂後の最低賃金額のポスター、リーフレット等の送付

2 最低賃金の履行確保を図るために、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対する監督指導の実施

3 賃上げに関する各種情報提供及び「業務改善助成金」その他各種支援措置の周知(別添 資料2)

【資料】1 長野県の最低賃金 リーフレット

2 業務改善助成金(通常コース) リーフレット

3 最低賃金に係る関係法条文

労働条件の明示・確認の実施促進のための
広報キャラクター「たしかめん」



图表1 最低賃金監督実施結果

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
監督実施事業場数	280	270	277	280	324
最賃支払義務違反事業場数	45	39	28	38	59
違反率	16.1%	14.4%	10.1%	13.6%	18.2%
監督実施事業場の労働者数	3,203	4,154	3,989	2,946	2,746
同上のうち最賃未満労働者数	128	132	83	115	106
長野県最低賃金額	821	848	849	877	908
引上額	26	27	1	28	31
改定日	H30.10.1	R元.10.4	R2.10.1	R3.10.1	R4.10.1

图表2 長野県最低賃金の推移と違反率



图表3 男女別最低賃金未満の労働者数

	男女計	男性	女性
最低賃金未満の労働者	106	22	84
	3.9%	20.8%	79.2%

※1：百分率は労働者全員（2,746人）に対する割合である（四捨五入）

※2：百分率は男女計の人数に対する割合である

图表3-2 (グラフ)

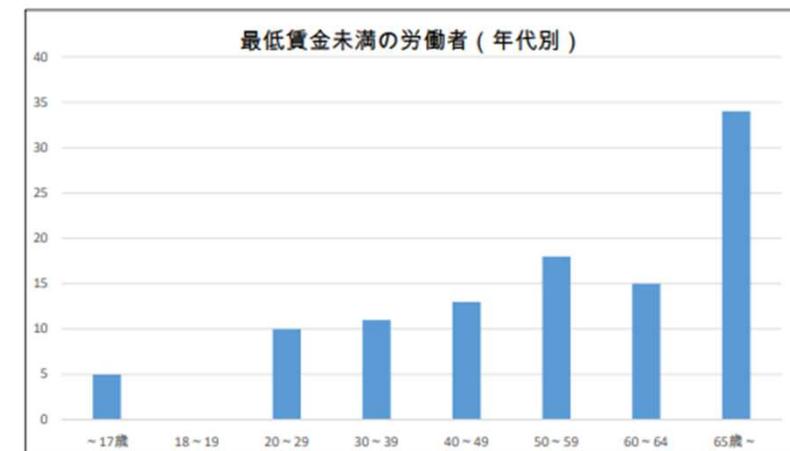


图表4 年齢階層別最低賃金未満の労働者数

	計	~17歳	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65歳~
最低賃金未満の労働者	106	5	0	10	11	13	18	15	34
		4.7%	0.0%	9.4%	10.4%	12.3%	17.0%	14.2%	32.1%

※百分率は当該行ごとに、計の欄の人数に対する割合である。

图表4-2 (グラフ) 年齢階層別最低賃金未満の労働者数



図表5 最低賃金未満者 勤務形態別 内訳

合計	非正規計	パート	アルバイト	契約社員	嘱託	派遣	その他
106	87	73	8	3	2	0	1
82.1%	83.9%	9.2%	3.4%	2.3%	0.0%	1.1%	

※2 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1

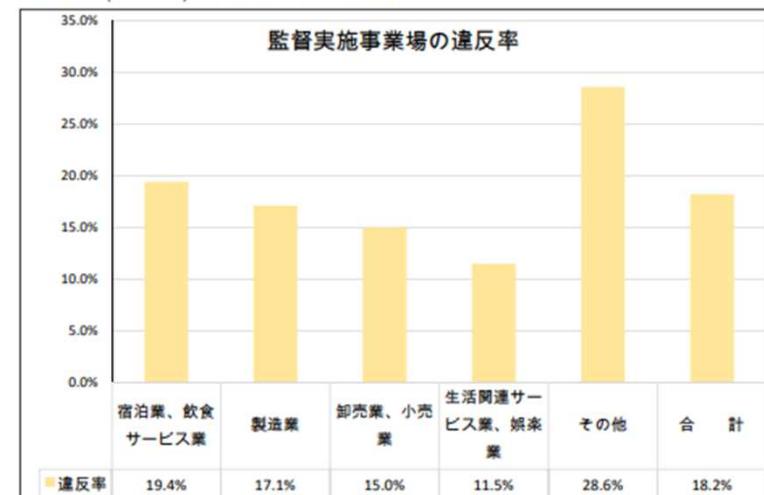
※1 は非正規雇用の人数（「非正規計」）での割合である。

※2 は正規雇用を含む合計人数に対する割合である。

図表6 監督実施事業場の違反率

	違反率	監督実施事業場数	違反事業場数
宿泊業、飲食サービス業	19.4%	72	14
製造業	17.1%	70	12
卸売業、小売業	15.0%	107	16
生活関連サービス業、娯楽業	11.5%	26	3
その他	28.6%	49	14
合 計	18.2%	324	59

図表6-2(グラフ) 監督実施事業場の違反率



図表7 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

認識	事業場数	割合
改訂後の最低賃金額を知っている	236	72.8%
適用される最低賃金額を知らない	88	27.2%
改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることを知っている	82	25.3%
最低賃金が適用されることを知らなかった（最低賃金の存在を知らなかった）	6	1.9%

※注) 割合は、監督実施事業場数（324）に対する割合（%）である。

図表8 違反事業場の最低賃額金以上を支払っていなかった理由（複数回答）

理由	事業場数	割合
売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった	2	3.4%
適用される最賃額を知らなかった。	19	32.2%
最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	11	18.6%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	7	11.9%
パート・アルバイトには適用されないと思っていた。	1	1.7%
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	2	3.4%
高齢者には適用されないと思っていた。	4	6.8%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	1	1.7%
労働者から最賃額未満でも働きせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	6	10.2%
その他	15	25.4%

注1 割合は、違反事業数（59）に対する割合（%）である。

注2 複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数（59）を超える。



飯山市 上松 美月さんの作品



業務改善
助成金

長野労働局

最高600万円を助成
最高600万円を助成
お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）まで
詳しくは、こちら 長野労働局 最低賃金 検索

長野県の最低賃金

★みんなチェック！ 最低賃金★

★「長野県最低賃金」(地域別が次のとおり改正されました。)

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働く、全ての労働者に適用されます。
長野県 最低賃金	948	令和5年 10月1日 改正前 908円	



★下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	
計量器・測定器・分析機器・試験機器・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具・時計・同部分品・眼鏡製造業	円	令和5年 12月24日 改正前 945円	測量機械器具製造業、理化検査機器製造業及びこれらの在業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業者(これらの業者のうち流れ作業の中で行う業務を除く)に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、自詮め、箱詮め又は包装の業務 ハ 手作業により又は工具具若しくは手持笠压、電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具・自動車・同附属品・船舶製造・修理業・船用機器製造業	円	令和5年 12月20日 改正前 956円	ボイラ・原動機製造業、建設用シールドトラック製造業、織機機械製造業(毛糸手編機除く)、計量器・測定器・分析機器・試験機器・測定機械器具・理化検査機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの在業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
各種商品小売業	円	令和5年 12月31日 改正前 910円		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷・製版業	円	948 円	※令和元年12月31日850円、長野県最低賃金額を下回っているため、長野県最低賃金額948円が適用されます。	

- * 標准勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。
- * 適用除外業種は、長野県最低賃金が適用されるものとの特定最低賃金が適用されるものがあります。(長野労働局HPにて確認できます。) 適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。
- * 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。
- * 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」をご用意しております。詳しくは、[最寄労働基準局ホームページ](#)をご覧ください。

長野労働局 検索

最低賃金とは...



業務改善助成金



お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）まで
詳しくは、こちら 長野労働局 最低賃金 検索

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



申請期限が延長されました！

業務改善助成金の申請期限について、賃金引上げ計画を立てて申請いただくもののみ、**令和6年3月31日に延長されました。**

申請期限	事業完了期限	留意事項
賃金引上げ計画を立てて申請 令和6年3月31日に延長	・令和6年1月31日までの申請分 令和6年2月28日までに設定いただきます。	・事業完了期限を令和6年2月28日までに設定いただいた場合でも、 年度内に事業完了が見込まれない場合は翌年度に再設定 いただけます。
賃金引上げ後に申請（※） 令和6年1月31日まで	・令和6年2月1日以降の申請分 令和6年4月1日～令和7年2月28日に設定いただきます。	・令和6年4月1日以降に事業完了期限を設定いただいた場合、 交付決定前（令和6年3月31日まで）に設備導入をすると対象外 となります。

※ 事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者のみが対象。

対象事業者・申請の単位など

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**（POSレジシステムやリフト付き特殊車両の導入など）が助成の対象となります。

また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます**。（詳しくは中面へ。）

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いざれか安い方の金額となります。

- <例>
- 事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10
 - 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
 - 設備投資などの額は600万円

$$\begin{array}{l} 540\text{万円} \\ (=600\text{万円} \times 9/10) \end{array} > \begin{array}{l} 450\text{万円} \\ (=助成上限額) \end{array}$$

（設備投資費用×助成率）

（90円コースの助成上限額）

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上	4/5 (9/10)
950円未満	
950円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

* %ポイント（パーセントポイント）とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

引き上げる労働者数の考え方

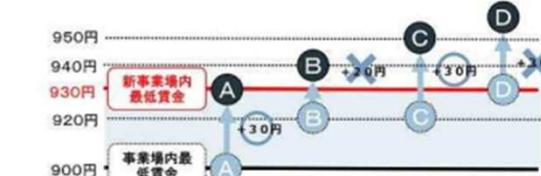
- 事業場内最低賃金である労働者
- 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A : 事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B : 申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C : Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D : 既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

980円 ■引上げ人数は2名とカウント



<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇用後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」＊も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧下さい。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に 「関連する経費」*	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改修費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>



デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配達できるようデリバリー用3輪バイクを導入

<関連する経費>



デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

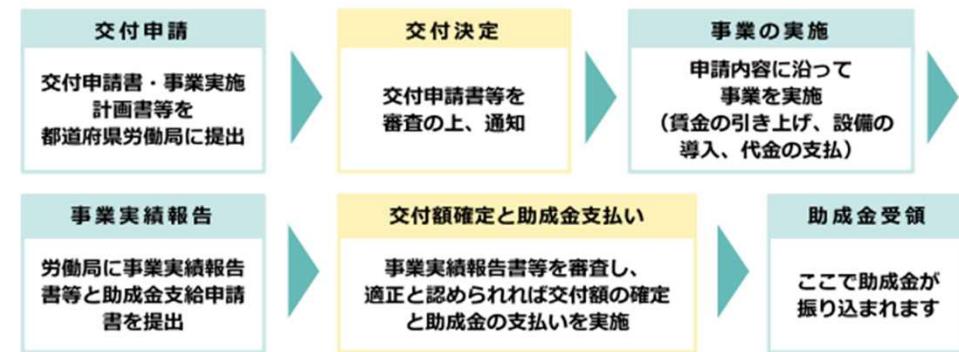
業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集め、冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただけます。

The screenshot shows the homepage of the 'Production Efficiency Improvement Hint Book'. It features a large graphic with icons representing various business sectors. Below it, there are two main sections: 'Production Efficiency Improvement Hint Book' and 'Production Efficiency Improvement Hint'. Each section has a QR code and a download link for a PDF version (5.196KB or 7.048KB). The right side of the page displays several small thumbnail images of the hint book's pages, each showing a different business scenario and its corresponding improvement hint.

生産性向上のヒント集 検索

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

参考ウェブサイト

・ 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

・ 最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 就用環境・均等部（室）です

最低賃金に係る関係法条文

○ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)

(最低賃金額)

第3条 最低賃金額(最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。)は、時間によって定めるものとする。

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項(略)

(最低賃金の競合)

第6条 労働者が2以上最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項(略)

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項(略)

(地域別最低賃金の決定)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聽いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項(略)

(地域別最低賃金の改正等)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(特定最低賃金の決定等)

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項(略)

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

事業主各位

現下の雇用経済情勢等を踏まえた価格転嫁及び賃金引上げの御検討等について（要請）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

長野県内における消費者物価指数は、令和6年1月時点で長野市において、総合指数は、2020年（令和2年）を100として108.6となり、前月比は0.4%上昇しました。また、前年同月比は2.3%上昇し、29か月連続で前年同月を上回りました。生鮮食品を除く総合指数は108.1となり、前月比は0.3%上昇しました。また、前年同月比は2.4%上昇し30か月連続で前年同月を上回りました。

また、長野県内における雇用情勢については、令和6年1月時点で有効求人倍率が1.37倍になるなど求人数が求職数を上回るいわゆる人手不足の現状にあります。

このような現下の物価高や人手不足等を背景として、本年の長野県内における春闘においては、1998年以来、25年ぶりに平均妥結額が7000円を超えるなど、高い水準の賃金の引上げがなされたところです

長野県におきましては、令和4年12月27日に、経営者団体、労働団体、国、市長会、町村会及び長野県が相互連携し、「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出し、価格転嫁・賃上げを推進する取組の促進を行うこととしております。

企業の皆様方におかれでは、現下の県内における物価、雇用経済の状況や共同宣言の趣旨等を御理解いただくとともに、国や地方自治体における賃金の引上げに係る各種の支援措置等（別添参照）を御活用いただくことにより、本年のみならず、今後においても賃金の引上げを含めた労働環境整備の実現について御検討を行っていただくようお願い申し上げます。

また、その際には、非正規雇用労働者について、正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、企業間取引を行う企業の皆様方におかれでは、相手方企業における労務費改善の観点からの価格転嫁の必要性にも御留意いただきますようお願い申し上げます。

長野県知事
長野市長
松本市長
上田市長
岡谷市長
飯田市長
諏訪市長
須坂市長
小諸市長
伊那市長
駒ヶ根市長
中野市長
大町市長
飯山市長
茅野市長
塩尻市長
佐久市長
千曲市長
東御市長
安曇野市長

部原雲屋出 藤子木泉 鳥藤本越 沢井瀬田川岡田
阿荻臥土早佐金三小白伊湯牛江今百柳小花太

守健義陽一 カ ゆ 正俊 祐隆 岸 清修利
尚一真健り夫博孝三英徹生敦敏二一夫寛

経済産業省関東経済産業局長
太田 雄
厚生労働省長野労働局長
久富 康生